

小規模企業共済制度の 令和 6 年度付加共済金の支給率について

令和 6 年 3 月
中小企業庁

目次

- 1．小規模企業共済制度の付加共済金の概要**
- 2．「支給率の基準となる率」の算定**
- 3．「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について**
- 4．令和6年度の付加共済金の支給率の決定（案）**

1. 小規模企業共済制度の付加共済金の概要

- 共済金の額は、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加共済金」の合計額として算定。
- 「付加共済金」は、運用収入等の状況に応じて毎年度定められる「支給率」を基に、基本共済金に上乗せされる。
- 「付加共済金」は、平成8年の制度導入以降、平成30年度に初めて支給を実施。

共済金の支給イメージ

付加共済金
(毎年度計算)
基本共済金
(固定額※)

※掛金納付月数及び共済事由に応じ政令で定める金額により計算。

付加共済金の支給率を決定するための計算方法

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{①付加共済金原資額 (当該年度末の剩余金見込額)}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}}$$

① (分子) 付加共済金原資額 (施行規則第10条の2第1項)

直近実績（運用資産においては令和6年1月末実績）に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額、責任準備金に積み増す額及び給付経理から業務等経理への繰入額を推計して得た、令和6年度末の剩余金見込額。

② (分母) 仮定共済金等の発生見込総額 (施行規則第10条の2第2項)

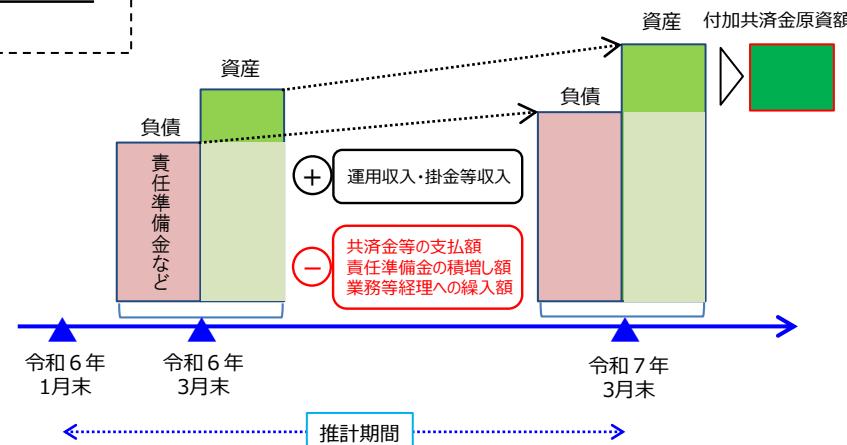
令和6年度の仮定共済金額及び仮定解約手当金額に、共済事由別の将来発生割合を乗じて得た金額の合計額。

仮定共済金額及び仮定解約手当金額：すべての共済契約者が基準月※において脱退したと仮定した場合、

それぞれの共済事由が生じたものとみなして支払われる共済金及び解約手当金の額。

※ 基準月：掛金納付月数が「3ヶ月」又は「3ヶ月+12ヶ月の整数倍の月数」となる各月。

付加共済金原資額の算定イメージ



(2) 「支給率」の決定

上記(1)で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

2. 「支給率の基準となる率」の算定

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

① (分子) 「付加共済金原資額（令和6年度末の剩余金見込額）」を算定すると5,747億円となる。

算定方法（施行規則第10条の2）

(イ 当該年度の運用収入・掛金等収入) – (口 当該年度の共済金等の支払いに充てる額) – (ハ 当該年度末以降の共済金等の支払いに充てるため、当該年度の前年度末の責任準備金に積み増す額) – (ニ 当該年度に業務等経理に繰り入れる額) + (ホ 当該年度の前年度の年度末の剩余金見込額) により算定。

付加共済金原資額（令和6年度の剩余金見込額）の算定

付加共済金原資の算定過程			金額内訳		備考
イ	令和6年度の運用収入・掛金等収入	9,331億円	掛金等収入 (①+④)	8,528億円	在籍者数から推計。新規加入者数は、令和5年度実績を元に算出。その他（掛金未納者の解約手当金等の時効経過による繰入等）17億円を含む。
			運用収入（②）	803億円	債券のクーポン、生命保険資産等による収入。
			信託運用損益 (⑦)	0億円	運用リスクは「3.「支給率」の算定に当たって「その他の事情を勘案」について（14ヵ月の推計リスク）」で考慮することとし、この段階では0（据え置き）と仮定する。
- 口	令和6年度の共済金等の支払に充てる額	5,668億円	共済金等 (⑤+⑩)	5,419億円	在籍者数をベースに、実績脱退率（直近3ヵ年）から脱退者数を推計し、そこから共済金及び解約手当金の額を算定。 その他（前納減額金等）76億円を含む。
			分割共済金 (⑥)	249億円	脱退者のうち一定割合が分割支給を選択するものとして推計して算定。
- ハ	令和5年度末の責任準備金に積み増す額	4,099億円	責任準備金繰入（増加） (⑧)	4,099億円	6年度末の在籍者に対する責任準備金と、5年度末の在籍者に対する責任準備金との差額。 分割共済金受給者に対する責任準備金を含む。
			責任準備金戻入（減少） (③)	0億円	
- ニ	令和6年度の業務等経理に繰り入れる額	56億円	業務等経理繰入（⑨）	56億円	令和6年度の給付経理から業務等経理への繰入額。
+ ホ	令和5年度末の剩余金	6,239億円			
イ-ロ-ハ-ニ+ホ = 令和6年度末剩余金見込額			5,747億円		

小規模企業共済制度の財政収支の予測

区分	令和4年度実績	令和5年度見込	令和6年度見込
(1) 収益	8,611	10,957	9,331
	掛金等収入	7,852	8,102
	運用収入等	740	2,804
	うち信託運用益	0	2,083
	責任準備金戻入	0	0
	その他	19	50
(2) 費用	9,782	9,317	9,822
	共済金等	5,346	5,575
	分割共済金	249	266
	信託運用損	337	0
	責任準備金繰入	3,731	3,354
	業務等経理繰入	47	50
(3) 当期利益・損失（= (1) - (2))	72	73	76
	▲1,171	1,640	▲492
(4) 資産	112,033	117,087	120,784
(5) 負債	107,434	110,848	115,036
(6) 剰余金・欠損金（= (4) - (5))	基本額に係る責任準備金	104,456	107,825
	分割責任準備金	1,429	1,414
	その他	1,549	1,610
	4,599	6,239	5,747
運用利回り			
国内債券（簿価）			
短期資産			
融資経理貸付金			
信託資産			
生命保険資産			

*1 運用有価証券信託に係る担保預り金は資産・負債に同額計上していることから、共に控除している。

*2 端数処理の都合上、各勘定科目の合計値が一致しないことがある。

2. 「支給率の基準となる率」の算定（つづき）

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

②（分母）「仮定共済金等の発生見込総額」を算定すると9兆6,680億円となる。

算定方法（施行規則第10条の2）

- 令和6年度の基準月時点で、掛金納付期間が36月以上の全在籍口数（1口500円）を1年毎のグループに区分。
- 掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を算定。
2. 掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を足し上げ、総額を算定する。

1. 1年毎の掛金納付期間別に区分

令和6年度の基準月時点で36ヶ月以上となる
全在籍口数（1口500円）

令和5年度末で2年
(24~35月) の
在籍口数

令和5年度末で3年
(36~47月) の
在籍口数

令和5年度末で4年
(48~59月) の
在籍口数

⋮
⋮
⋮
(合計)

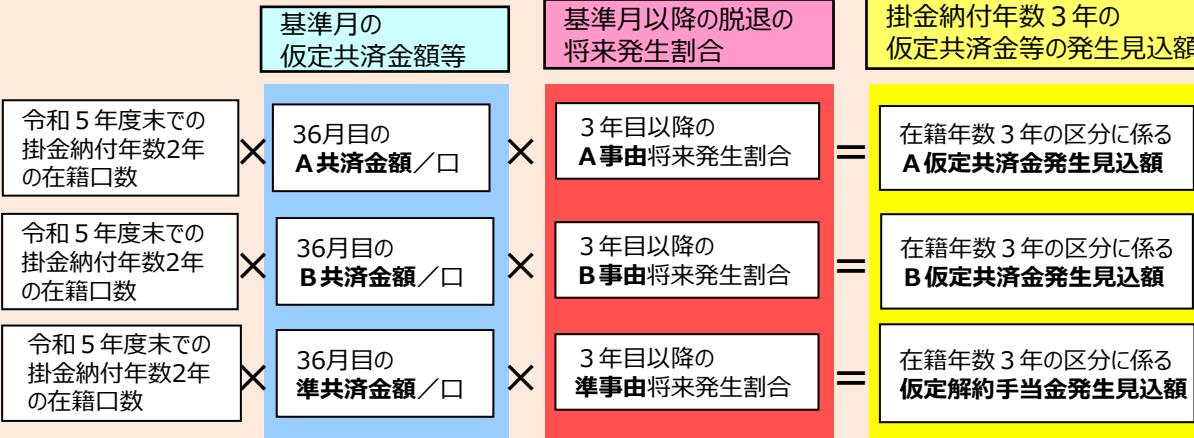
左の在籍口数での
仮定共済金額等
の発生見込額

左の在籍口数での
仮定共済金額等
の発生見込額

左の在籍口数での
仮定共済金額等
の発生見込額

算定の流れ（イメージ図）

2. 区分した掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を算定 (例：令和6年度の掛金納付期間が3年となる場合)



3. 発生見込額を足し上げ、総額を算定

2. 「支給率の基準となる率」の算定（まとめ）

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

以上①、②から、「支給率の基準となる率」を算定すると0.05945となる。

$$\begin{aligned} \text{(支給率の基準となる率)} &= \frac{\text{①付加共済金原資額 (令和6年度末の剰余金見込額)}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}} \\ &= \frac{5,747\text{億円}}{9兆6,680\text{億円}} \\ &= \boxed{0.05945} \end{aligned}$$

2. で算定した率を基準としつつ、「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して」、付加共済金の支給率を決定する。

- 付加共済金に充てるべき額の算定については、以下の決定事項に加え、令和6年1月以降の市場の動向を勘案する。

【（第5回）共済小委員会において決定された事項】

当面、剰余金のうち $1/2$ に相当する額を付加共済金の原資とし、残り $1/2$ に相当する額を積立金に当てることとする。

【（第11回）共済小委員会において決定された事項】

当該年度末の剰余金見込額から過年度の留保額と、「推計リスク」として 2σ 分を控除し、残りの $1/2$ を付加共済金原資として計算する。

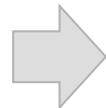
【（第20回）共済小委員会において決定された事項】

支給率の算出方法に用いられる「推計リスク」に、時価評価による値動きに伴う変動額（委託運用資産）に加え、満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額（自家運用資産）も含めることを決定。

3. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について（つづき）（2）「支給率」の決定

○（第11回）共済小委（平成30年3月）において決定された事項について

当該年度末の剰余金見込額から「推計リスク」として過年度の留保額と、足下の環境（時価資産の変動リスクの高まり）を踏まえ 2σ 分を控除し、残りの $1/2$ を付加共済金原資として計算することを決定。推計リスクについては前該年度1月末の委託運用資産額を基準に14ヵ月後の当該年度末の利益剰余金を見込むため、委託運用資産の期待収益率と標準偏差から推計期間のリスク（変化額）を算出。



令和6年度▲ 2σ 水準の推計リスク：
▲2,765億円（※）

※期待収益率・標準偏差を用いた簡易推計

正規分布における事象の発生確率

水準	水準以下に含まれる確率 (発生頻度)	損失見込み額
▲ 1σ	15.87% (6年に1度程度)	968億円以上
▲ 2σ	2.28% (40年に1度程度)	2,765億円以上
▲ 3σ	0.14% (700年に1度程度)	4,563億円以上

【14ヵ月分の委託運用資産の増減の推計】

推計には、以下の数値・計算式を用いる。

・委託運用資産計算元本…令和6年1月末の委託運用資産額：2兆7151億円

・計算方法……………委託運用資産全体の期待収益率（2.62%）と標準偏差（6.13%）から、委託運用資産全体の変動額を計算。

（計算式（ 2σ 水準の場合）：委託運用資産計算元本 \times （ $2.62\% \times (14/12) - 6.13\% \times 2 \times \sqrt{14/12}$ ））

「令和6年度末剰余金見込額」算出時には委託運用資産の期待収益率を加味していない為、上記計算式にて算出。

なお、期待収益率は国内外シンクタンク各社の経済見通し等を基に所定の推計方法にて算定、標準偏差は委託5資産のインデックス実績データから算定（いずれも基本ポートフォリオ検証時（令和5年6月実施））。

・計算期間……………14ヵ月

3. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について（つづき） (2) 「支給率」の決定

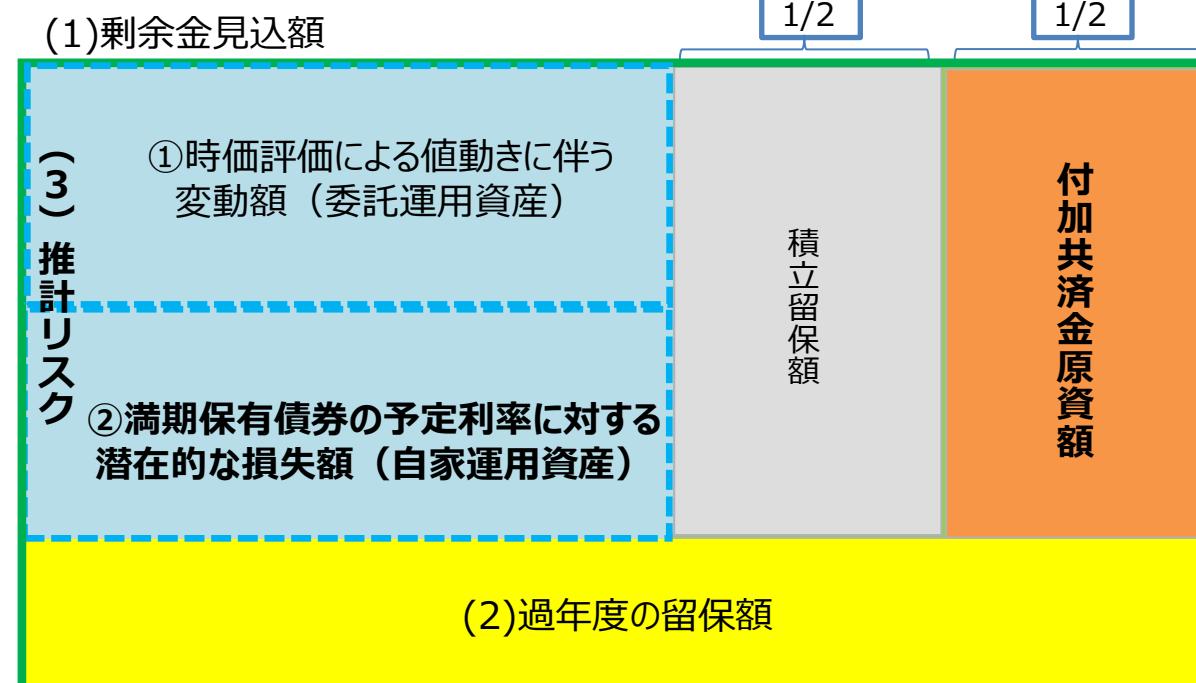
- (第20回) 共済小委（令和4年12月）において決定された事項について

支給率の算出方法に用いられる「推計リスク」に、①時価評価による値動きに伴う変動額（委託運用資産）に加え、②満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額（自家運用資産）を含めることを決定。

$$\text{支給率} = \frac{\text{付加共済金原資額} = [(1)\text{剩余金見込額} - (2)\text{過年度の留保額} - (3)\text{推計リスク}] / 2}{\text{仮定共済金等の発生見込総額}}$$

①時価評価による値動きに伴う変動額（委託運用資産）に加え、②「満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額」（自家運用資産）も含めることとした。

【付加共済金原資額の算定イメージ】



4. 令和6年度の付加共済金の支給率の決定（案）

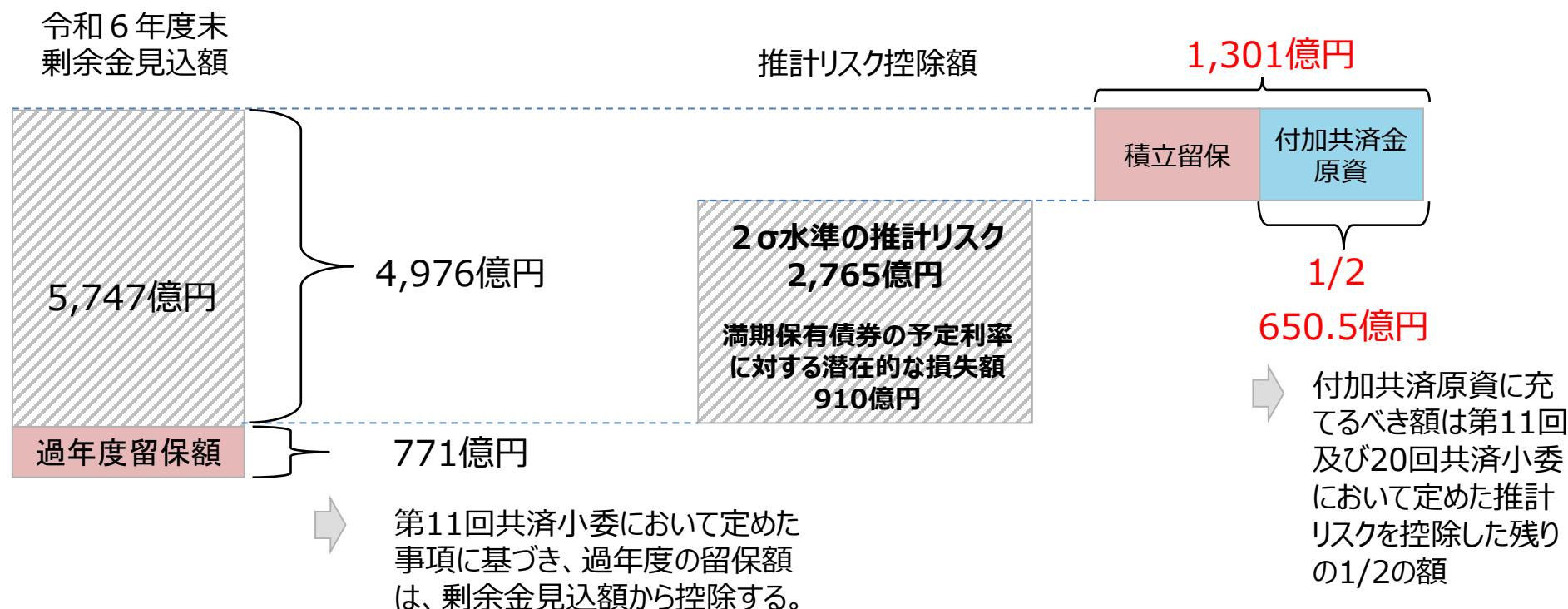
(2) 「支給率」の決定

①' 付加共済金原資に充てるべき額

▲ 2σ水準の推計リスクと満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額を見込んだ剩余金見込額

(剩余金見込額5,747億円) – (平成30年度、令和3年度及び令和4年度の付加共済金を支給することとした際の留保額771億円) – (2σ水準の推計リスク2,765億円) – (満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額910億円) = 1,301億円

▲ 2σ水準の推計リスクと満期保有債券の予定利率に対する潜在的な損失額控除後の剩余金見込額は1,301億円となるため、令和6年度の付加共済金原資がその1/2の650.5億円発生する。



以上①、①'、②より令和6年度の付加共済金の支給率は「0.00673」とする。

(令和6年度の付加共済金の支給率)

$$\begin{aligned} & \text{①'付加共済金原資に充てるべき額 } (= \frac{\text{①剩余金見込額} - \text{過年度の留保額} - \text{推計リスク}}{2}) \\ = & \frac{\text{①'付加共済金原資に充てるべき額}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}} \\ = & \frac{(5,747\text{億円} - 771\text{億円} - 3,675\text{億円}) / 2}{9\text{兆}6,680\text{億円}} \\ = & \boxed{0.00673} \end{aligned}$$